

とりぎん ファームバンキングサービス利用規定

とりぎんファームバンキングサービスは、お申込人（以下契約者という）が占有管理するパーソナルコンピュータと当行のコンピュータとをオンライン接続し、ご利用にあたっては、本規定によりお取扱いさせていただきます。

1.(照会サービス)

- (1) ご照会対象口座は、利用申込書によりあらかじめ指定された契約者名義の預金口座とします。
- (2) 照会は、当行の定める方法及び操作手順にもとづいて行うものとします。
- (3) 当行は、受信した内容と届出の内容および、当行とあらかじめ取り決めた暗証番号とを照合し一致した場合、送信者を契約者として取り扱います。

2.(振込・振替サービス)

- (1) 振込・振替サービスは、パソコンによる依頼にもとづき、あらかじめ指定された契約者名義の預金口座（以下支払指定口座という）より、ご指定金額を引落しのうえ、契約者が指定した当行本支店または他行の預金口座（以下入金指定口座という）へ入金する場合に利用できるものとします。
- (2) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取り扱います。
 - イ. 支払指定口座が同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。
 - ロ. 支払指定口座と入金指定口座とが異なる当行本支店にある場合、または異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。
 - ハ. 入金指定口座が他行の場合は、「振込」として取り扱います。

3.(振込または振替の受付等)

- (1) 振込または振替を依頼する場合は、当行が定めた電話番号あてに送信を行い、当行の定める方法および操作手順にもとづいて操作して下さい。
- (2) 当行で受信した支店番号・預金の種類・口座番号（以下会員番号という）、登録番号および暗証番号が、当行であらかじめ指定した登録番号、届出の会員番号・暗証番号と一致した場合には、当行は送信者を契約者とみなし振込・振替の取扱いを行います。
- (3) ご依頼の内容については、当行が1件ごとに振込・振替内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当行は支払指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、またはカードローン規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱いします。
- (6) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額は、当行があらかじめ指定した金額の範囲内とします。
また、本サービスの利用時間は、当行が定めた時間内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合、本サービスのお取扱いはできません。
 - イ. 振込金額または振替金額が、支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を越えるとき。
 - ロ. 支払指定口座が解約済のとき。
 - ハ. 契約者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - ニ. 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いを不適当と認めたとき。
 - ホ. 振替取引において、入金指定口座が解約済のとき。
- (8) 振込取引において入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

4.(振込・振替取引の確認)

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに預金通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。
なお、毎月所定の日に前月分のご利用明細をお送りしますので、お取引の内容をご確認ください。
万一取引内容に相違がある場合、直ちにその旨をお取引店へご連絡ください。
- (2) 取引内容に相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

5.(免責事項)

- (1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 振込・振替サービスの利用にあたり、受付の際送信された会員番号、登録番号、暗証番号と当行であらかじめ指定した登録番号、届出の会員番号、暗証番号との一致を確認し、意思確認コードを受信のうえ取扱いましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行が提供したソフトに偽造・変造・盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

6.(届出事項の変更等)

暗証番号、指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7.(解 約)

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱いによる振込または振替が発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

8.(手数料等)

- (1) 本サービス利用期間中は、当行所定の基本手数料をお支払いください。
- (2) 振込サービスにより振込む場合は、当行所定の振込手数料をお支払いください。
- (3) 上記(1)、(2)の手数料は、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、あらかじめ指定された手数料引落指定口座から、毎月所定の日に自動的に引き落とします。

9.(規定の準用)

この契約に定めのない事項については、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書およびカードローン規定により取り扱います。

10.(利用期間)

このサービスの当初利用期間は申込日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、利用期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。

11.(通信プロトコル)

当行とデータ伝送をする際に使用する通信プロトコルは以下の三つとします。

- (1) 全銀協標準通信プロトコル(ベーシック手順)
- (2) 全銀協パーソナルコンピュータ用標準通信プロトコル(ベーシック手順)
- (3) 全銀協標準通信プロトコル(TCP/IP 手順)

12.(規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、当行 Web サイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上